

青森県報

第九百五十一号

令和七年
八月十二日
(火曜日)

目次

告示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出…………… (同) ……
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (人事課) ……

公告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (人事課) ……

告示

青森県告示第四百三十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六條第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和七年八月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	区指定医の 分	氏名	名称	所在地	担当する 診療科名	指 定 年 月 日
片貝 敦子	内潟 洋大	西本 彬乃	松原 潔	前田 高人	相原 智之	高 昌良	木村 智美	小成田 衆	板澤 里歩	鈴木 歩	長谷川 円	福徳 友香	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
弘前大学医学部附属病院	国民健康保険 上北郡おいらせ町	国民健康保険 上北郡おいらせ町	陽だまり診療所	青森県立中央病院	相原内科医院	青森県立中央病院	きむら眼科	中泊町国民健康保険小泊診療所	弘前大学医学部附属病院	十和田市立中央病院	青森市市民病院	青森県立中央病院	名称	名称	名称	名称	名称	名称	名称
弘前市大字本町五三	上北郡おいらせ町上明堂一の一	上北郡おいらせ町上明堂一の一	八戸市湊高台四丁目二の一〇	青森市東造道二丁目一の一	弘前市大字青山三丁目八の二	青森市東造道二丁目一の一	青森市青柳二丁目五の一	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間一の二五	弘前市大字本町五三	十和田市西十二番町一四の八	青森市勝田一丁目一四の二〇	青森市東造道二丁目一の一	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
脳神経内科	整形外科	小児科	内科	消化器内科	消化器内科	消化器内科	眼科	皮膚科、小児科	脳神経内科	総合診療科	小児科	消化器内科	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名	診療科名
〃	〃	七・六・六	七・六・五	七・六・四	〃	七・六・三	七・六・一	七・五・九	七・五・七	七・五・二〇	七・五・九	七・五・三	令和	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

青森県告示第四百三十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和七年八月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

難病指定医
町田 龍馬
つがる西北五所川原市字岩木町一四の三
消化器・血液・膠原病内科
七・六・三

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	指定医の区分
水野 隆史	村井 康久	青森県立中央病院	つがる西北五所川原市字岩木町一四の三	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	氏名
十和田市立中央病院	青森県立中央病院	つがる西北五所川原市字岩木町一四の三	青森市東造道二丁目一の一	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	名称所在地
総合診療科	総合内科	血液・消化器・膠原病内科	循環器内科	循環器科	循環器科	担当する診療科名
七・三・三七		七・一・一		令和 二・四・一		変更年月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指	定難病指
立田 卓登	谷地 孝文	吉川 孔明	武田 温	金澤 浩介	小川 吉司	青森県立中央病院	おがわよし内科	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	青森市東造道二丁目一の一	青森市東造道二丁目一の一
青森県立中央病院	弘前大学医学部附属病院	青森県立中央病院	青森県立中央病院	弘前大学医学部附属病院	青森市東造道二丁目一の一	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	青森市東造道二丁目一の一	青森市東造道二丁目一の一
血液内科	消化器内科、血液内科	外科	整形外科	整形外科	整形外科	消化器内科	内科、糖尿病	内科、糖尿病	内科、糖尿病	内科、糖尿病	内科、糖尿病
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七・四・一	〃	〃	〃	七・四・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指
竹本 歩	安ヶ平 英	熊谷 美香	田代 実	猿賀 達郎	丹藤 利夫						
協立 クリ ニツク	中部 クリ ニツク	八戸市 立市 民病院	八戸市 立市 民病院	八戸医 療生 協同組 合	津軽保 健生 協同組 合	弘前記 念病 院	弘前大 学附 属病 院	青森県 立中 央病 院	弘前大 学医 院		
青森市東大野二 丁目二の二	青森市中央三丁 目一〇の二	八戸市田向三丁 目一の一	八戸市田向三丁 目一の一	八戸市南類家一 丁目一七の二	弘前市大字扇町 二丁目二の二	弘前市大字境関 字西田五九の一	弘前市大字本町 五三	青森市東造道二 丁目一の一	弘前市大字本町 五三		
内科	放射線科、 循環器科、 腸胃科、 内科	呼吸器内 科	呼吸器 科、内 科	呼吸器内 科	呼吸器 科	小児科	整形外科	眼科			
七・五・一		七・四・三		七・四・八	〃		〃		〃		

公 告

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指
白鳥 俊博	清水目 奈	古川 正和	澤岡 孝幸	小島 由太					
独立行政 法人国 立青森 病院	弘前大 学附 属病 院	八戸市 立市 民病院	独立行政 法人労働 者健康 安全機 構青森 労災病 院	弘前大 学附 属病 院	協立 クリ ニツク	協立 クリ ニツク	弘前大 学附 属病 院	公益財 団法人 鷹揚郷 腎病 院	公益財 団法人 鷹揚郷 腎病 院
青森市浪岡大字 五五の一	弘前市大字本町 五三	八戸市田向三丁 目一の一	八戸市大字白銀 町字南ヶ丘一	弘前市大字本町 五三	青森市中央三丁 目一〇の二	青森市東大野二 丁目二の二	弘前市大字本町 五三	弘前市大字小沢 字山崎九〇	弘前市大字小沢 字山崎九〇
呼吸器内 科	呼吸器内 科、感 染症科	耳鼻咽 喉科	整形外 科	泌尿器 科	内科				
七・七・一		七・六・三	〃		七・六・一		〃		

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年八月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県統合総務事務システム要件定義書作成等業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和七年七月二十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
四千九百五十万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定による
- 八 契約の相手方を決定した手続
企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方としたものである。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭